

意見書第10号

介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書

国民の暮らしが脅かされるなかで、高齢者の医療費負担増とあわせ、国民健康保険税や介護保険料が引き上げられ、「もう払えない」「安心して老後をおくりたい」と切実な声があがっている。

ところが、発足以来12年目を迎えた介護保険制度は、こうした願いに応えるどころか、3年ごとの保険料の引き上げ、部屋代や食費の徴収、介護用ベッドの取り上げ、家事援助の制限だけでなく、施設入所もままならず、家族介護と介護費用の二重の負担が増大するなど、深刻な実態が生じている。

問題山積みのなか、今年6月に成立した「介護保険法等改正法」では、国民の願いに応えるどころか、「軽度者は保険適用外」など、いっそうの利用制限とあわせ、「公的給付」を縮小し、「自助」「互助」「共助」を組み合わせた「地域包括ケアシステム」を目玉としている。

低所得者や多くの高齢者は、「地域包括ケアシステム」の体制から排除されかねない。とりわけ、市町村の判断で「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施できるとしているが、これは要支援者のサービスの「保険給付外し」が可能で、認定されても介護保険が使えない事態が起きる。

介護を必要とする人が、いつでも、どこでも、お金の心配なく十分な介護サービスを利用できる介護保障制度を確立することが、今こそ求められている。

また、介護を支える介護福祉士など介護労働者は、介護報酬が3%引き上げられ、「処遇改善交付金」も出されたが、今年度が期限とされ、打ち切りも予想される。しかも、慢性的な人手不足の解消など、改善にはつながっていない。いっそうの支援が必要である。

以上の趣旨から、政府におかれては、誰もが費用負担の心配なく、安心して介護が受けられるよう、以下の項目を緊急に実施されるよう強く要望する。

記

1. 介護保険の国庫負担を大幅に増やし、保険料や利用料を引き下げること。
2. 居住費や食費など、自己負担や利用者の利用制限を取りやめ、必要なサービスが受けられるようにすること。
3. 安心して利用できる介護保険をめざし、介護認定制度をやめ、必要なときに必要なサービスを受けられるようにすること。
4. 特養など施設建設補助金を復活・拡充すること。

5. 国の財源で介護労働者の処遇改善を図り、介護の人材を確保すること。当面、介護労働者処遇改善交付金を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月15日

愛知県武豊町議会議長 加藤美奈子

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣